

「外商投資道路運送業管理規定改定」

2005年1月11日

日本貿易振興機構(ジェトロ) 上海センター 編

本資料のご利用にあたって

本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈等をできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報等の正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。なお、中国政府が発表した原文については、法令名をクリックすることでご参照いただけます。

交通部、商務部 公告 第 35 号

『外商投資道路運送業管理規定』追加規定二』に関する公告

『外商投資道路運送業管理規定』の補充規定二』を公告し、公告の日から施行する。

2004 年 12 月 28 日

わが国が世界貿易機構(WTO)に加盟するにあたっての承諾、『中国大陸と香港の経済・貿易関係に関する緊密化協定』補充協議、及び『中国大陸とマカオの経済・貿易関係緊密化協定』補充協議に従い、『外商投資道路運送業管理規定』(交通部、対外貿易経済合作部令 2001 年第 9 号)に規定を追加する。

- 一、 世界貿易機構を構成する国の企業、その他経済機構或いは個人が、独資形式又は合弁形式により中国国内で道路運送企業を設立し、貨物陸上運送業、運送センター業及び自動車修理業を営することを許可する。
中国国内で法律に基づいてすでに設立された外商独資企業、合弁企業が登録資本金を全部納めた後 1 年以上を経過した場合、上記の経営活動を申請することができる。
- 二、 2005 年 1 月 1 日から、香港、マカオにおけるバス専業会社と粵港或いは粵澳旅客直通車業務をする非専業バス会社が広東、広西、湖南、海南、福建、江西、雲南、貴州、四川省(自治区)において独資企業を設立し、香港、マカオとこの 9 省の間での陸上旅客直通車業務ができる;香港、マカオにおける専業バス会社が内地の市級都市に独資企業を設立し、バス、タクシー旅客運搬業務ができる。
このサービスの内容は『内地が香港と経済貿易関係を更に強化する計画』追加協議、『中国大陸とマカオの経済・貿易関係緊密化協定』に掲げる“サービス提供者”の定義を満たし、『香港サービス提供証明書』若しくは『マカオサービス提供証明書』を取得しなければならない。
- 三、 上記の外商独資企業と合弁企業は、中国の関連法律、行政法規、行政規章の規定に合致し、申請手順は『外商投資道路運送業管理規定』の関連規定に従って行なわなければならない。